令和５年１月１７日

徳島県教育委員会
　教育長　　榊□　浩一　殿

徳島県小中学校管理職員協議会
会長　日野出　英樹

令和４年度　勤務条件に関する要望書

　徳島県教育委員会におかれましては，本県教育の振興発展のため，格別の御配慮と御尽力を賜り深甚の敬意を表します。
　さて，令和４年度の勤務条件に関し，次の諸点につきまして適切な処置を講じていただけますよう要望いたします。

要　望　事　項

※ [　　] 内は回答

１　人事異動要綱の趣旨に則り，校長の経営上の意見が十分反映されるよう，校長の具申権をより尊重した人事異動を推進すること。

人事異動は，人事異動要綱に則って実施し，面接等において，各市町村教育委員会を通じ，各小中学校長の意見を十分にお聞きしたいと考えており，各学校の実情や経営上の意見を十分尊重する努めてまいります。

２　定期的な面接には，意図・目的を明示し，段階的に進展のある面接とすること。
　特に最終面接には十分に時間をかけた適切な人事異動に努力すること。

人事異動に係る面接は，それぞれの時機に応じた目的を持って実施しており，その目的が十分達成できるよう実施してまいります。

３　定年延長制を見据え，将来を見通した計画的かつ継続的な人事異動を実施すること。

人事異動については，定年延長制も見据え，今後とも適切に対応してまいります。

４　年齢及び性別構成等を考慮した人事異動を実施すること。

５　管理職任用においては，教育実績はもとより，経験，意欲，人間性や見識を重視した任用を図るとともに，校長の内申を尊重すること。

６　女性管理職の積極的な任用を図ること。

男女を問わず，真に優秀な教員を管理職に任用してまいります。 女性管理職の任用については，受審者が増えるように市町村教育委員会に働きかけているところであり，引き続き，推進してまいります。

７　計画交流については，実績，経験，意欲，人間性や見識を重視して適格者を配置すること。

８　人事異動に関する勤務歴点による運用は弾力的に実施すること。

9　教頭の全校配置と大規模校等への複数配置を推進すること。また，小規模校及び大規模校の複数教頭の内１名は枠外配置とすること。

教頭の配置については，市町村教育委員会，校長と協議しながら行っているところです。 また，教頭の加配での配置は困難です。

10 小学校における外国語活動（英語）・プログラミング教育の実施に伴う専科教員の増員に努めること。

本年度は，英語専科教員を 18 名配置したところです。専科教員の配置については，その成果を検証するとともに，県全体の定数状況を踏まえながら，検討してまいります。プログラミング教育に特化した支援員を配置することは困難ですが，総合教育センターにおいて要請訪問や電話等による相談に対応しています。

11 小学校６学級以上に専科教員の更なる増員を図ること。

８学級以下の小学校で高学年に複式学級を有しない学校に「教科担任制」に係る加配を予定しているところです。 専科教員の配置については，その成果を検証するとともに，県全体の定数状況を踏まえながら，検討してまいります。

12 中学校における免許外教科の解消のため，非常勤講師等の配置を図ること。

中学校の免許外教科担任の解消については，重要な課題として受けとめ，加配措置，非常勤講師の派遣などに努めているところです。

13 へき地，小規模校に複式学級解消等の加配教員を配置すること。

加配教員については，学校訪問や市町村教育委員会等の要望を踏まえながら，実情を的確に把握し，配置しているところです。厳しい定数状況の中，全県的な状況を見ながら配置してまいります。

14 いじめ，不登校，子供の貧困問題や学校トラブル等の早期解決のための条件整備を図ること。
①　生徒指導・特別支援教育・外国人児童生徒等の個別の教育課題への人的対応
②　スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの相談時間の拡充及び巡回相談員の増員
③　法的な専門相談員としてのスクールロイヤーの派遣

①　加配教員については，学校訪問や市町村教育委員会等の要望を踏まえながら実情を的確に把握し，配置しているところです。 ②　スクールカウンセラーを全ての公立小中学校に配置・派遣するとともに，適応指導教室等に派遣できる体制を整備しました。また，スクールソーシャルワーカーについては，24 市町村教育委員会への配置・派遣を実現し，児童生徒支援に努めているところです。厳しい財政状況ではありますが，引き続き教育相談体制の充実に努めてまいります。巡回相談員については，厳しい定数事情の中，増員に努めてきたところですが，今後とも相談員活動の取組状況等を踏まえながら検討してまいります。 ③　スクールロイヤーについては，いじめ防止等対策のため，学校等からの要請を受け，公立学校等に派遣できる体制を整備し，学校支援体制の充実を図っているところです。

15 人権教育推進に伴う適切な人的配置に努めること。
16 正規教職員による養護教諭，事務職員，栄養教諭，学校栄養職員の配置拡充と大規模校への複数配置を図ること。

養護教諭，事務職員，栄養教諭・学校栄養職員の配置については，標準法に則り行っているところです。

17 市町村教育委員会に対して，小学校長の幼稚園長兼務の解消を引き続き強く要請すること。

小学校の幼稚園長兼務の解消については，機会をとらえ市町村教育委員会にお願いしてきたところです。今後とも，要望の趣旨を踏まえ，お願いしてまいります。

18 新たな教職員定数改善計画を早期に確立し，法改正による中２～中３の３５人学級の実現と，個別の教育課題に対応した教職員定数の改善を計画的に実施するよう関係部局へ強く働きかけること。

教職員の配置については，今後とも国の教職員定数に則り，行ってまいります。中2，中3の少人数学級編制については，研究加配により対応を検討しています。また，個別の教育課題に対応した必要な教職員数の確保について国に要望してまいります。

19 様々な教育課題に対応するため，県単教員の確保を図ること。

20 安定した教育活動が行われるように，産前・産後休暇，育児休業，介護休暇，病気休暇等の教職員を補充するための臨時的任用職員の確保や配置について適切な施策を図ること。

代替教員の確保については，ティーチャーズバンク登録の申請において，昨年度より電子申請で手軽に行えるよう改善を図っております。更に求人情報サイトやCATVを活用し，新たな広報活動を実施しているところです。また，本年度新たに「徳島で教員になろう！フォーラム」を開催し，教員を目指す若い世代に対し，徳島で教員をする魅力の情報発信も進めているところです。
引き続き，ティーチャーズバンクやマイスターバンクの周知を図り，補充教職員の確保に努めてまいります。

21 学校における「働き方改革」推進のための実行性のある施策を図ること。
①部活動指導員並びにスクール・サポート・スタッフの増員と条件整備の拡充
②学校の最高責任者として，学校現場で厳しい状況に置かれ重責と激務を担う校長が心身の健康を維持し，校長の校務を遂行できるための支援
③激務にさらされている副校長・教頭の職務多忙化の減少を図るためのサポート・スタッフの配置及び教頭が勤務できない状況になったときの代替教員配置のための条件の撤廃
④学校業務の改善と効率化のための「統合型校務支援システム」の円滑な運営のための支援
・各市町村委員会の環境整備の格差是正
・システム不具合時の迅速な対応・改善
⑤ICT活用教育アドバイザーやICT支援員等の派遣による専門的支援体制の推進

① 運動部の部活動指導員につきましては，本年度は，昨年度の４４名から６名増の５０名配置されており，これに必要な予算も確保しています。引き続き，予算の確保に努めるとともに，市町村教育委員会に対し，活用を促してまいります。また，新たに文化部の部活動指導員の配置につきましても，予算の確保に努めているところです。教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）については今年度増員しておりますが，現在配置している学校での活用状況や効果等を検証するとともに，予算の確保に努めてまいります。
② 教職員の健康管理については，必要な施策を展開しているところであり，各職位に対する対策も含め，今後もその推進に努めてまいります。
③ 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）は，副校長・教頭の業務支援を図ることも可能です。引き続き，予算の確保に努めてまいります。
④ 「統合型校務支援システム」については，市町村と連携し円滑な運用の支援に努めてまいります。
⑤ ICT支援員等の活用について更に周知してまいります。

22 再任用制度について適正な運用を図ること。
① 令和５年度で最終となる「管理職再任用制度（校長・副校長・教頭）」は定年延長にかかる制度全般を踏まえ，より適正な運用を図ること
② 教育管理職員の経験を活かせる職種を増設すること。
③ 教諭としての再任用希望者者については，雇用と年金の接続の観点から全員の任用を図ること。
④ 再任用等希望者への面接や意思確認等は，本人の希望を十分に尊重して進めること。また，退職後（現役管理職員以外も）の再任用等について相談できる窓口の設置等とその啓発を十分図ること。
⑤ 再任用職員の俸給月額の改善を図り，無年金・無収入の期間に見合った給与制度とすること。

① 再任用管理職制度については，希望者全員の再任用は困難ですが，役職定年制も踏まえながら適正な運用に努めてまいります。
② 教育管理職員が，これまで培ってきた知識や経験，専門性を活かして，モチベーションの維持・向上ができるような職の配置について，研究してまいります。
③ 教諭としての再任用希望者については，雇用と年金の接続の観点から全員の任用に努めてまいります。
④ 本人の希望等を十分に伺ってまいります。退職後に県教育委員会の再任用を希望する方については，教職員課が対応してまいります。
⑤再任用職員の給与の改善については，人事委員会勧告を尊重してまいります。

23 定数枠外の再任用職域も設置し，制度を利用しやすくするとともに，他の関係機関等と連携し，再雇用希望者全員の雇用と年金の接続を図ること。

定数枠外の再任用職域の設置は困難です。雇用と年金については，今後とも接続を図ってまいります。

24 令和５年度から定年年齢の段階的引き上げが始まる「定年延長制」の制度設計及び運用について実情に応じた柔軟な対応を図るとともに，「役職定年制」の特例として認められる「特定管理監督職群」（校長・副校長の・教頭）のより具体的な内容の情報提供と積極的な運用を図ること。

「特定管理監督職群」については，定年延長に伴う制度の変更等を含め，できるだけ前広く情報提供できるよう努めてまいります。
なお，「特定管理監督職群」は「役職定年制」の特例であり，管理職の欠員を容易に補充できない場合にのみ任用する制度となっています。

25 今後の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた児童生徒の「学びの保障」に必要な人的体制を図ること。
① 加配教員の追加配置
② 学習指導員（学びサポーター）の適切な配置
③ 新型コロナウイルス感染者が出た際の保健衛生的な業　務を支援するスクール･サポート･スタッフの緊急配置

① 今後の教員加配については国の動向を注視してまいります。
② 学習指導員については，今年度３年目となり，希望する市町村に配置を進めてきたところです。次年度以降の事業については，今年度の活用の状況や効果を踏まえ，必要な予算の確保に努めてまいります。
③ 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）について，効果的な配置と弾力的な運用を検討していただくよう，今後とも市町村教育委員会に周知してまいります。